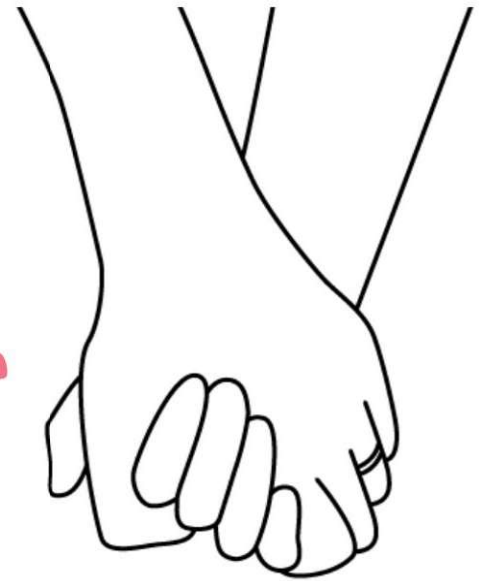


苫小牧市

R5.1.4
スタート

パートナーシップ 制度



パートナーシップ制度とは…？

一方または双方が性的マイノリティ*である2人がパートナーシップの関係にあることを市に宣誓してこの宣誓に対し宣誓書受領証や受領証カードを交付するものです。

性的マイノリティ*…この制度では、性的指向が必ずしも異性愛のみではない方または性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる方と定義しています。

どんな人が対象？

- ① 成年に達していること
- ② 一方または双方が苫小牧市に住所があること（転入予定含む）
- ③ 双方に配偶者または他のパートナーシップ関係の相手がないこと
- ④ 婚姻できない近親者関係ではないこと
※パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く

宣誓希望日については

電話

Web

または

から



事前予約

が必要です

※原則 **5** 営業日前までのご予約をお願いします

🔍 苫小牧市パートナーシップ制度



【お問い合わせ・予約先】

苫小牧市総合政策部協働・男女平等参画室

TEL：0144-84-4052（年未年始除く平日8:45~17:15）

E-mail：kyodosankaku@city.tomakomai.hokkaido.jp



苫小牧市ホームページ



宣誓の流れ

1 宣誓に必要な書類をそれぞれ準備

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍抄本 または 独身証明書
- ・ 本人確認書類

2 宣誓希望日を予約

3 予約した宣誓希望日にお二人で市役所へ来庁して宣誓

4 宣誓書受領証 および 受領証カードを交付

※手続きの詳細は「利用の手引き（市ホームページまたは窓口で配布）」もご確認ください

市民・事業者のみなさまへ

苫小牧市では、多様な性の在り方が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる社会の実現を目指し、「苫小牧市パートナーシップ制度」を設けています。

この制度は法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップ関係を尊重し、当事者や家族が抱える困難が少しでも解消されるとともに、地域における理解促進につながることを目的に導入しています。市民・事業者の皆様におかれましては、制度趣旨をご理解いただくとともに、本制度を活用できる機会が増えていきますようご協力をお願いいたします。